

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

1 三密を徹底的に回避します

- ・毎時の換気
- ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
- ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
- ・社会的距離の確保

2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
- ・マスクの着用
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉

3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・対面場所の遮蔽
- ・毎時の換気と消毒の徹底
- ・共通タオルの廃止、
ハンドドライヤーの使用中止

4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約の最大限の活用
- ・衣服のこまめな洗濯

5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での激しい運動や大声

6 極力制限します

- ・一度に休憩する人数の制限
- ・対面での食事や会話の制限

7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)

8 新しい働き方に向け努力します

- ・在宅勤務やオンライン会議
- ・ローテーション勤務、時差通勤

業種別宣言

9 自動車運転代行業として次の取り組みをします

- ・営業所および代行随伴用自動車内の換気を徹底し、除菌作業を適宜実施する。
- ・運転代行業務従事者のうち、客車担当者はドライバー手袋を着用して役務を提供する。
- ・ホテル等施設や飲食店内、施設等への立入を極力控える。
- ・利用者に対して可能な限りマスクの着用と車両窓ガラスの開放を依頼するとともに、後部座席への乗車に理解を求める。
- ・利用者が標準自動車運転代行業約款第4条12項『代行役務提供の拒絶』に該当する症状が明らかに見られる場合には、役務を提供することができない理由を丁寧に説明する。
※ 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る）の患者（これらの患者とみなされる者を含む）又は新感染症の所見がある者であるとき。
- ・これらの取組のほか、(公社)全国運転代行協会が示す「運転代行業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を遵守します。

宣言日：令和 2年 7月 3日

名称：さいたま市運転代行協会

